

平成28年度

し尿処理施設精密機能検査業務
委託仕様書

平成28年5月

伊 南 行 政 組 合

第1章 総 則

第1節 委託業務名称

業 務 名：し尿処理施設精密機能検査業務委託

第2節 業務場所

業務場所：長野県駒ヶ根市赤穂14616-52 伊南衛生センター

第3節 業務の目的

本業務は、伊南行政組合（以下、「本組合」という。）のし尿処理施設について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条」に基づく精密機能検査を行うことを目的とする。実施にあたっては、し尿処理施設の機能を保全するために、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえ維持管理基準及び設計基準と比較・検討し、処理負荷並びに処理機能の現況を把握するとともに、維持管理、設備・装置等それぞれについての総合評価を行い、今後の施設運営・整備に関する改善策及び整備方針についての検討を行うことを目的とする。

第4節 委託期間

自 平成28年 契約締結日

至 平成29年 2月28日

第5節 適用範囲

本委託仕様書は、本組合が実施する「し尿処理施設精密機能検査業務委託」に適用するものである。また本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的内容について定めるものであり、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、本組合と協議のうえ受託者の責任においてすべて完備しなければならない。

第6節 業務の内容

業務の内容は、第2章「特記仕様」による。

第7節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「循

環型社会形成推進基本法」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアル等を遵守しなければならない。

第8節 疑義の解決

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、すみやかに本組合と協議を行い本組合の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第9節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第10節 関係官公署等との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

また本組合が官公署等との協議、委員会、協議会等の開催を必要とする場合、受託者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行わなければならない。

第11節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、本組合が必要と判断した場合、本組合と受託者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第12節 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は技術士法に定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）、照査技術者は技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：衛生工学 廃棄物

管理)の資格保有者でなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

また、各技術者は、自社の社員であること。

これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係(契約締結時点で6ヶ月以上の雇用関係)が確認できる書類(健康保険被保険者証)の写しを提出すること。

第13節 技術者の交代

管理技術者、照査技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、その理由及び新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を本組合に提出し、承諾を受けること。

第14節 議事録及び報告書

受託者は、打ち合わせ及び協議のつど、その内容に対する議事録を作成し、本組合に提出しなければならない。

第15節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本組合が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本組合に提出し、業務の完了とともに返却すること。

第16節 土地への立ち入り等

受託者は、本業務を実施するため公有地又は私有地に立ち入る場合は、本組合と十分な協議を行い、承諾を得て行わなければならない。

第17節 成果品の検査と納品

受託者は業務完了に際し、速やかに成果物を提出し本組合検査職員による業務完了検査を受けるものとし、検査の合格をもって本委託業務の完了とする。ただし、検査に不合格となった場合は、受託者は直ちに業務により得られた成果物の修正等を行い、本組合の再検査を受けるものとする。

第 18 節 付 則

(1) 受託者は、業務の着手に際し、本組合が定める次の書類を提出すること。

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施計画書
- ④ 管理技術者及び照査技術者届並びに経歴書

(自社の社員であることが確認できる書類及び資格書の写しも提出)

(2) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 成果品納品書
- ③ 請求書

第 19 節 成果品等

- | | | |
|----------------------------|---------------|-------|
| (1) 精密機能検査報告書 | A 4 版【レザック製本】 | 1 2 部 |
| (2) 上記原稿を納めた電子媒体 (C D - R) | | 一 式 |

第2章 特記仕様書

第1節 施設の概要

- (1) 名称：伊南行政組合 伊南衛生センター
- (2) 所在地：長野県駒ヶ根組合赤穂14616-52
- (3) 処理規模：100kℓ/日
- (4) 処理方式：高負荷脱窒素処理
- (5) 竣工：昭和57年

第2節 協議、現地踏査

対象とする施設の現地踏査をするとともに、運転管理職員から維持管理状況の聞き取りを行い、本組合と十分な協議を行う。

第3節 資料収集・整理

受託者は、本業務を進める上で必要となる資料の収集・整理を行うこと。

資料によっては、現在の運転管理上必要なものもあることから、貸与期間は協議すること。

第4節 書類調査

資料（運転実績資料等）収集・整理により、下記の事項について調査及び取りまとめを行う。

- (1) 施設の概要
処理方式、処理能力、処理工程、補修工事、改良工事等
- (2) 処理実績状況
し尿・浄化槽汚泥等
- (3) 運転管理実績状況
投入量、放流量、余剰汚泥量、乾燥汚泥量、電気使用量、燃料使用量、諸薬品使用量等
- (4) 日常運転・作業状況
受入・貯留、主処理、高度処理、汚泥処理、脱臭等各処理工程ごとの日常運転・作業状況
- (5) 定期点検及び作業状況
清掃、設備・装置の補修、機器の交換、水質検査状況及び結果等

- (6) 管理体制
維持管理人員、資格取得状況、収集体制等
- (7) その他必要な項目

第5節 設備及び設置等の調査

対象とするし尿処理施設の水槽，機械設備，建家等の状況を現地調査する。
損傷等の状況は写真撮影し、注釈を付け整理する。

- (1) 構造物調査
- (2) 機器設備調査
- (3) 電気計装設備調査
- (4) 配管及び弁設備調査

第6節 水質・臭気等分析

処理工程毎の処理状況を把握するためにサンプリング及び分析を行う。

第7節 処理条件及び処理効果の検討

調査及び分析の結果に基づいて処理工程毎ごとに、それぞれの機能を設計基準値と比較・検討する。

第8節 設備及び装置等の所見

調査及び分析の結果に基づいて、設備及び装置について「良」「要補修」「要交換」「要改造」の所見を行いその箇所を明確にすること。

- (1) 土木・建築物設備
- (2) 機械設備
- (3) 電気・計装設備
- (4) 配管・弁設備
- (5) その他

第9節 総括評価

調査の結果に基づいて、総合評価を行うとともに、施設の構造、設備及び維持管理上等の改善点を抽出し、必要に応じその改善策についての検討を行うものとする。

第10節 施設整備内容の検討

施設の状況を把握した上で、現在の処理量に対して適切な処理方法及び将来的な処理方式について、施設整備に係る参考資料として下記の事項を検討し、今後の施設整備の方針についてまとめること。

- (1) 施設整備手法の検討
- (2) 将来の収集量、施設必要処理能力の検討
- (3) 施設整備内容の検討
- (4) 施設整備（工事）手順の検討
- (5) 概算事業費、ランニングコスト等の検討

以上